



1. 日本における デジタル関連政策の流れ

日本政府のいう“Society 5.0”

「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」（日本政府第5期科学技術基本計画にて提起）



出典：内閣府「Society 5.0」https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

1. 稚拙な社会進化論を援用している（事実ではない）。「技術があれば社会課題は解決する」という倒錯
2. 用語法はドイツの「Industry 4.0」の真似
3. Society 4.0でもICT立国としての貧弱性が、2020年のコロナ禍でも証明

この20年間での世界のデジタル分野・戦略の変化と日本の立ち遅れ

国際的なデジタル・知財の覇権争い

- 中国の飛躍的な経済成長
- 米中の覇権争い（安全保障、ワクチン開発…）

技術の開発

- プラットフォームビジネスの拡大（ギグワーク）
- 軍事利用も含む様々な技術開発
- 都市開発（スマートシティ）
- 医療・健康分野関連
- IoT、生体認証
- スマート農業、テックフード等の新たな技術の社会実装

生じている社会課題

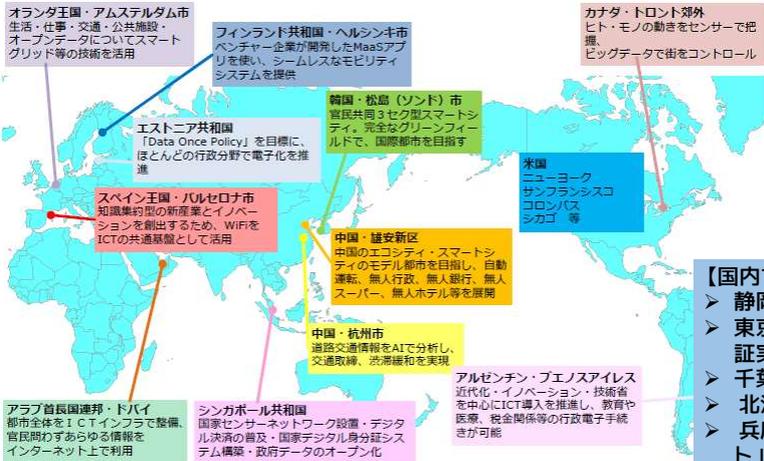
- デジタルデバイド
- サイバー攻撃
- ネット空間にさらされる個人情報
- プロファイリングなどの強化
- 人権侵害・人身売買など
- 公共サービスの民営化・市場化（アウトソーシング、職員減、AIによる代替）
- ギグワークによる労働者の権利後退
- 巨大IT企業、プラットフォームビジネスの市場支配

2. スーパーシティ構想と 自治・民主主義

スーパーシティとは

- 「AI（人工知能）とビッグデータを活用し、**社会のあり方を根本から変える**ような都市設計」
- 「先端技術を暮らしに実装する**「まるごと未来都市」**」
- 「技術開発側・供給側の目線ではなく**住民目線**で未来社会の前倒し実現」
- 日本では必要な要素技術は、ほぼ揃っているが実践する場がない。また**「規制の壁」**があって実現しない。
- 「国家戦略特区」の枠組みの中で実現が目指される

海外のスマートシティ事例



スマートシティとは

「IoT (モノのインターネット) の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市」

2000年代～、世界中で巨大IT企業・コンサル企業が参画しプロジェクトが進められている。

【国内でのスマートシティの事例】

- 静岡県裾野市「トヨタウーブン・シティ」
- 東京都港区「ソフトバンクによるスマートシティ実証実験」
- 千葉県柏市「柏の葉スマートシティ」
- 北海道札幌市「DATA-SMART CITY SAPPORO」
- 兵庫県加古川市「加古川スマートシティプロジェクト」
- 香川県高松市「スマートシティたかまつ」
- 福島県会津若松市「スマートシティ会津若松」
- 神奈川県横浜市「横浜スマートシティプロジェクト」他

出典: 内閣府地方創生推進事務局資料



「スーパーシティ」構想について ②具体像

- I. 以下のような領域 (少なくとも5領域以上など) を広くカバーし、**生活全般にまたがる。**
①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全
- II. **2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現**する
一 域内は自動走行のみ、現金取扱い・紙書類なしなど
- III. **住民が参画し、住民目線**でより良い未来社会の実現がなされるよう、**ネットワークを最大限に利用**する。



出典: 内閣府地方創生推進事務局資料

内閣府が指定したスーパーシティの10の領域

①移動 人の自動輸送、IoT・データ活用による交通量・駐車管理など	②物流 自動配送・ドローン配達による人材不足解消など	③支払い 電子マネー・クレジットカードによるキャッシュレス決済の普及、魅力的なポイント還元制度の拡充など
④行政 ワンストップ窓口・ワンスオンリー（情報の再提出不要）・ペーパーレスによる、各手続きの効率化など	⑤医療・介護 遠隔診療、介護補助ロボットの実装、医療・介護ノウハウのAI分析・見える化による効率的な人材育成、医薬品ドローン配達など	⑥教育 オンライン教育による人材育成、パーソナルな行政データの活用など
⑦エネルギー スマートシステムを活用した、上下水・電力・通信インフラの最適管理など	⑧環境・ごみ スマートシステムを活用した、リサイクルの一括管理によるCO ² 削減、資源保護の徹底など	⑨防災・緊急 デジタルマップを活用した防災システムの構築、緊急時の自立エネルギー供給、自動運転救護車両・作業ロボットの実装など
⑩防犯・安全(治安) 巡回ロボット、遠隔監視など	このうち少なくとも5つの領域が計画に含まれることが条件	

出典：内閣府地方創生推進事務局資料より作成

スーパーシティの“肝”は、データ

データ連携基盤事業（都市OS）の事業者は、行政・企業にデータ提供を求められることができる。



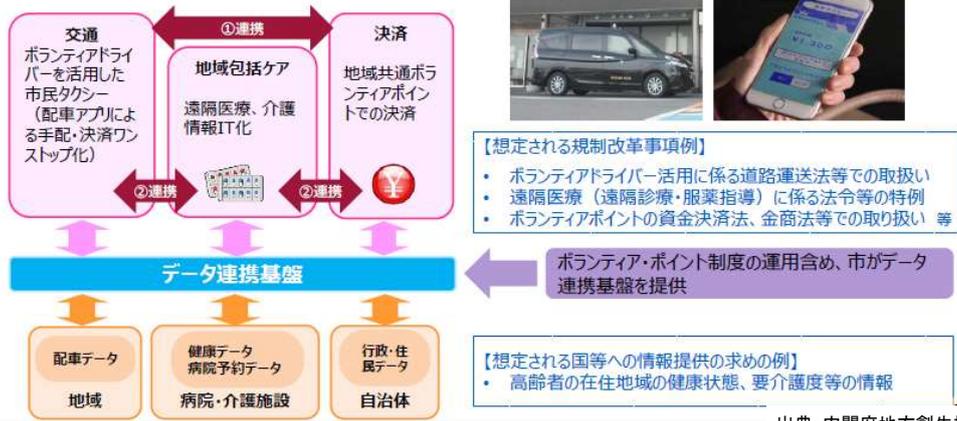
10

出典：内閣府地方創生推進事務局資料

後期高齢者の通院対策を図るA市の構想



- A市では、免許を返納した後期高齢者が急増。減少するタクシーとその料金の高さから、通院を断念する高齢者の増加も予想されている。
- このため、①高齢者の通院等の足として、市民の車等も活用したボランティア・タクシー事業を、タクシー事業者自ら廉価に展開。その支払手段として、ボランティア活動によってポイントが貯まり、市からも個別に補助を行える地域電子通貨を発行。その他の行政サービスの支払いや地域貢献活動などにも広く連携。
- 加えて、②通院予約や遠隔医療を積極的に活用した地域包括ケアなどとボランティア・タクシーの配車システムを連動させ、高齢者の適切な通院などを通じた社会保障費の抑制や地域交通の合理化を図る。



出典：内閣府地方創生推進事務局資料

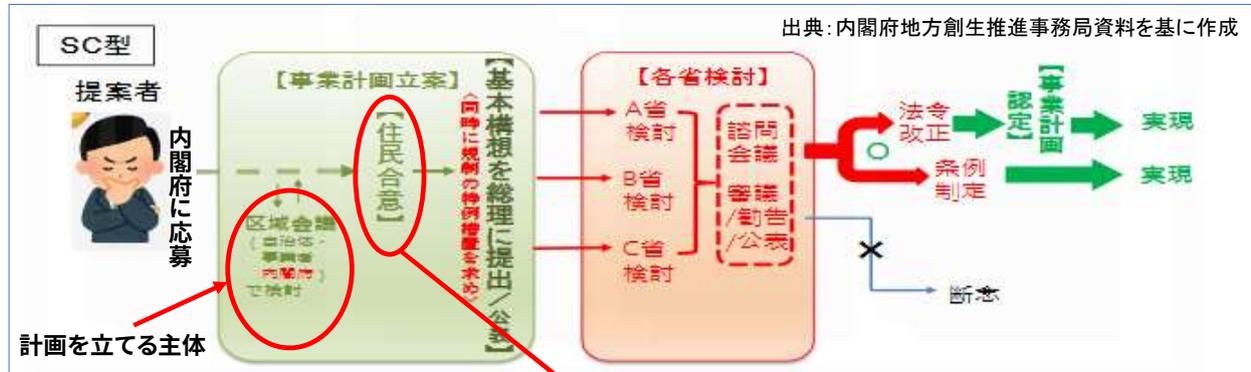
スーパーシティ・オープンラボ（企業マップ）



全体設計	日本総研 KPMG uhuru NRI NEC	全体設計・コンサル・アーキテクト MACHI CREATIVE CITY DESIGNERS INC. TOKYO MARINE INSTITUTE	FUJITSU accenture CHODAI	NTT DATA NTTデータ・システムズ		
総合戦略	三菱地所 NEC	NTT西日本 NTTデータ・システムズ SmartDrive	まちづくり総合 東急 東京建物 住友商事 エムティーアイ	EMIRPS LTD		
サービス	移動 NTT西日本 NEC Tier IV FUJITSU docomo 247E CHODAI TIS TIS Group M N E T SmartDrive AQ	医療・介護 Techno System docomo accenture ORIGIN CHODAI FUJITSU エムティーアイ	エネルギー・水・環境・ゴミ TOPPAN NEC Techno System NTT西日本 CHODAI NTT東日本 住友商事	支払い・金融 docomo PayPay NTT西日本 エムティーアイ TIS AQ	防災・防犯 NEC ORIGIN NTT西日本 docomo NOKIA 住友商事	その他 uhuru AQ エムティーアイ Media Opus + docomo SAKABE
	物流 NTT西日本 住友商事	行政 NEC NTT西日本 Techno System NTT東日本 accenture エムティーアイ	教育 cisco NTT西日本 Media Opus + リコージャパン Techno System accenture	観光 cisco PID NTT西日本 FUJITSU UNISYS accenture ウチカサクリイノベーション株式会社	観光 FUJITSU Techno System accenture エムティーアイ	FUJITSU LAC at home Linough
都市OS	cisco NTT西日本 uhuru HITACHI Inspire the Next NEC	データ連携基盤	FUJITSU SmartDrive accenture ITbook			
通信網	TOPPAN cisco NTT西日本 NTT東日本 docomo NOKIA	通信網等	住友商事 FUJITSU			
インフラ	NTT西日本 CenterPEER IHI Realize your dreams	土地・インフラ開発				
センサー	HITACHI Inspire the Next SmartDrive CHODAI	センサー（埋没インフラ等）				

出典：内閣府地方創生推進事務局資料

論点① 住民合意?—地域主権・自治の視点から



- 議会の関与は条文上規定なし
- 計画を具体的に議論する「区域会議」に住民参加の規定なし(自治体が必要と考えれば参画させることができるのみ)

意向の確認方法に関する規定(政省令で規定)

- (1) 次のいずれかに該当する措置を講ずる。
- 関係者から構成される協議会の議決
 - 当該区域に係る議会の議決
 - 当該区域の住民の投票
 - その他の国家戦略特別区域会議が適切と認める方法

- 「参加したくない」人の権利は・・・行政上の不平等が生じてはならない
- 究極は「自治体の民営化」にならないか。
- 新技術を自治体の実装する際には、民主的なガバナンスと適正な規制が不可欠(自治体は企業の実験場ではない)



大失敗に終わったトロント市の教訓 民主主義のコスト

- 住民への説明不足
- 取得したデータ(マスデータ)の扱いが不明瞭
- コロナの影響もありGoogle関連企業のサイド・ウォーク・ラボ社は2020年5月に突如、完全撤退を表明=企業は利潤を得られなければ簡単に撤退する

論点② 個人情報の保護

*データの“一元管理”はしない!?

→政府は国会審議でデータは**基本的に「分散型」**で管理と答弁したが、資料では「データ分散方式を推奨。**必要に応じてデータ蓄積も許容**」と記述。

*マイナンバーとの連携は!?

→政府はその可能性をすべて排除しておらず、各区域会議の計画に任せるとした

→法案可決後の有識者会議では、マイナンバーとの連動が積極的に提言

*行政機関個人情報保護法の“抜け穴”!?

→「公益に資する場合は、本人同意や事後通知なく個人情報が提供できる」規定

*本人同意の必要ないマスタデータの扱いは!?(センサー情報、人・車の移動量、購買履歴..)

*オプトイン方式=サービス受益者は限定的...多くの住民がサービス享受しなければ意味なし

*データやサーバーのローカライゼーション(日本国内設置)も事業者には義務付けず

論点③ 事故・事件やサイバーセキュリティ

- 2018年3月、米国アリゾナ州テンピにて、実験中の自動走行車が自転車を押しながら道路を横断していた女性をはねて死亡させた。事故に対する技術的な責任について、**自動走行システムを開発したウーバー、共同研究するボルボ、自動車部品大手のオートリブ (Autoliv)、半導体大手のエヌビディア (NVIDIA)**は皆、「弊社に事故の責任はない」と主張。車内オペレーターもいたが、事故の際には自身のスマホを見ていた
- 2018年10月、米国カリフォルニア州でスマートシティでの自動走行車が事故...他多数



The Telegraph

論点④企業の撤退、自治体への訴訟

韓国・仁川市 松島(ソンド)の事例

- 仁川広域市内の自由貿易地域の一部をスマートシティ化(埋立地を利用)
- 計画人口は30万人、開発費用は約350億ドル
- 2009年、仁川市、シスコ(米国)、ポスコ・エンジニアリング(韓国)が契約を締結
- 2009年、U-Life社を設立(仁川市、シスコ、ポスコ、ゲイル・インターナショナル(米国)が出資)



- ◆ 高層住宅ではごみをダクトから吸引、収集センターに自動集積。街にごみ収集車が不要に。
- ◆ 遠隔教育、遠隔医療
- ◆ 行政・交通・物流・エネルギー・環境・水管理などインフラをITで効率的に管理
- ◆ 15,000戸のアパート、コンベンションセンター、ゴルフコース、運河、セントラルパーク

↓
実際には計画の多くが停滞
オフィスの空き室率は30%以上
人口も伸び悩む

【2つの訴訟】

①ポスコ(韓国企業) 対 ゲイル(米国企業)

2018年、ポスコが合併を実質的に解消、ゲイルが保有する過半数持ち分を香港の企業2社に売却。ゲイルは2019年、ポスコを提訴。ポスコは建設費として3億ドル以上を請求したり、ゲイルの持ち分を不適切に取得・売却するなどの不正を行ったと主張。

②ゲイル 対 韓国政府 :2019年6月、ゲイルは韓国政府に20億ドル以上の損害賠償を求めて投資紛争解決国際センターに提訴。同社の投資額の「多くを奪われた」と主張

2020年5月に「スーパーシティ法案」可決。 2021年4月時点で全国から31自治体が応募

法案の可決成立 2020年5月

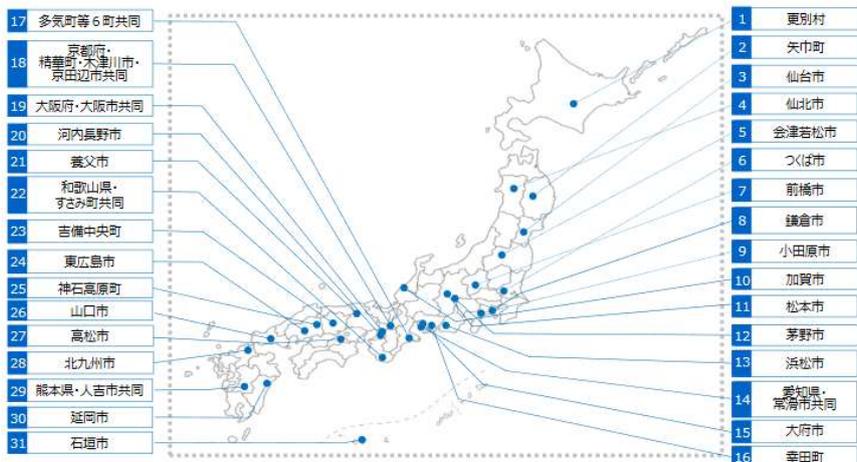
↓
 内閣府、2020年12月から
 全国の自治体からの公募受付

↓
 2021年4月16日締め切り

**31の自治体が
 スーパーシティに応募**

- ↓
- ・専門調査会(区域指定の原案の検討)
- ・国家戦略特区諮問会議(区域指定の案の意見具申)
- ・政令閣議決定(区域指定)

↓
 2021年中に5つほどの自治体
 が選定



出典：内閣官房資料 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_sckoubo2.html

具体例①大阪府・市は万博会場の夢洲にて計画



「HyDrone」のイメージ(出典:近畿経済産業局)

- 総面積は約390ヘクタール
- 大阪府・市は2019年、内閣府のスーパーシティのアイデア募集に提案。
- 対象地域には大阪市北区の再開発区域うめきた2期地区も挙げている。
- 空飛ぶ車、自動運転による移動支援、ドローンによる配送、顔認証技術を利用したチケットレスサービスなど

◆空飛ぶ車

- 大阪府箕面市のドローンメーカー「エアロジーラボ」で開発中の水素を動力源としたドローンをベースに、プロペラを備えた軽自動車程度の機体。
- 経済産業省近畿経済産業局が開発支援の委員会を立ち上げ、大阪府・市も積極的に支援する。
- 2025年大阪・関西万博で実証実験して夢洲で実施に移す方針。

「空飛ぶ車はいらないから、障がい者も歩けるバリアフリーの道をつくって」(ある大阪市民の声)

具体例②群馬県前橋市



官民ビックデータの活用による “超スマート自治体”

- マイナンバーカードやスマホの本人確認などを組み合わせて市独自のIDを創設
- 遠隔診療やオンライン授業、キャッシュレス決済
- 行政手続のオンライン化
- 路線バスの自動運転の実証実験を実施中

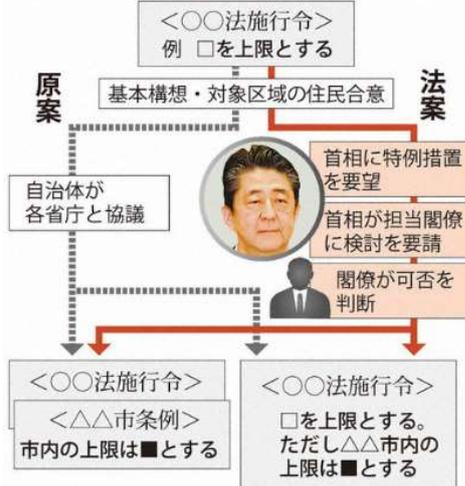
(例)

- ◆ 庁内各種台帳データ等の自治体保有情報を活用した空き家分布推定
- ◆ 携帯電話から得られる人の動きのビックデータを活用した人流把握
- ◆ 住民から寄せられる大量の意見をAIが収集・分析

前橋市と、東京大学空間情報科学研究センター、株式会社帝国データバンク、株式会社三菱総合研究所が協働で計画

内閣法制局に「憲法違反」とされた当初のスーパーシティ法案

スーパーシティ構想をめぐる手続きの変化



スーパーシティ骨抜き 規制特例を閣僚が判断
毎日新聞 2019年4月17日

橋下徹
@hashimoto_Jo

今のままのスーパーシティ法案だと、これまでの特区の仕組みと基本的には同じ。全て首相の下での会議体で族議員・官僚・業界団体と調整して決定。こんな国家運営ではイノベーションは起きない。地方自治体に切磋琢磨させる国家運営のためには憲法94条の改正が必要。

高橋洋一（嘉悦大）
@YoichiTak... · 4月17日
条例による法令上書き権。地方分権で古くからある問題。内閣法制局の壁を崩せるよう崩せないとなると、現実問題として憲法改正にならざるをえない
twitter.com/hashimoto_Jo/s...

第94条 【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内で条例を制定することができる。**

スーパー
シティは
ミニ独立政府



3. デジタル改革関連法と自治体・公共サービス

2021年5月12日、デジタル改革関連法案が可決・成立（63本一括、審議27時間）

デジタル改革関連法案の全体像

デジタル社会形成基本法案

- デジタル社会の基本理念を規定

デジタル庁設置法案

- 首相トップに9月発足
- 各府省への勧告権など強力な権限

デジタル社会形成関係整備法案

- 個人情報関係3法を統合
- 押印・書面手続きを見直し
- 国家資格をマイナンバーにひも付け

預貯金口座登録法案

- マイナポータルから口座登録可能に
- 緊急時の給付金などで登録口座を利用

預貯金口座管理法

- 複数口座にマイナンバーひも付け可能に
- 相続・災害時に口座の所在を確認

地方公共団体情報システム標準化法案

- 税・社会保障など自治体の主要業務システムの仕様統一

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進出し、データの活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
 - ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- （IT基本法との相違点）
- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
 - ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
 - ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
 - ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
 - ✓ 押印・書面手続きの見直し（押印・書面交付等を求める手続きを定める48法律を改正）
 - ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
 - ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
 - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
 - ✓ 輸入地への輸出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
 - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）
- ⇒ 国民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続きの推進、押印等を求める手続きの見直し等による国民の事務負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
 - ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって申請手続きの簡素化・給付の迅速化

預貯金等の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
 - ✓ 相続時や災害時に、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって相続時や災害時の事務負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

デジタル社会形成基本法案

第29条（国及び地方公共団体の情報システムの共同化等）

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、**国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進**（全ての地方公共団体が**官民データ活用推進基本法**第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。）、**個人番号の利用の範囲の拡大**その他の**国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用**を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

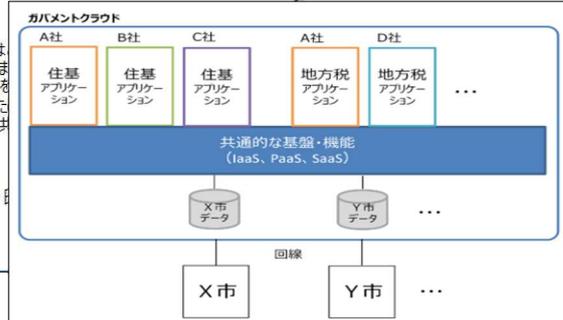
- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、整備の状況を踏まえて情報システムを標準化のために、地方公共団体等と連携等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日



出典：総務省資料

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/jichitaijoho_system/index.html

地方公共団体情報システムの標準化についての懸念・論点

① 憲法で保障されている地方自治が損なわれないか？

- 地方自治体が行う現行の独自の事務が統一システム導入によって制限される懸念
⇒ 政府は「自治体の独自の取り組みができなくなることはない」とする。
- システムの標準化＝業務のフローや方法まで支配するおそれ
- 政令で決められる標準化対象事務の拡大の懸念・・・「自治体職員にも聞き検討」（国会審議なし）
- 「自治体の独自の政策を制限しない」とする一方で、国はシステムのカスタマイズ抑制

情報システム標準化の対象となる
17の自治体事務

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 住民基本台帳 | 10. 後期高齢者医療 |
| 2. 選挙人名簿管理 | 11. 介護保険 |
| 3. 固定資産税 | 12. 児童手当 |
| 4. 個人住民税 | 13. 生活保護 |
| 5. 法人住民税 | 14. 健康管理 |
| 6. 軽自動車税 | 15. 就学 |
| 7. 国民健康保険 | 16. 児童扶養手当 |
| 8. 国民年金 | 17. 子ども・子育て支援 |
| 9. 障害者福祉 | |

各自治体が独自の判断で行っている事務

- 住民税について独自の基準での減免
- 母子保健法に基づき妊娠届出書でのアンケート
- 国民健康保険、介護保険料・利用料を独自基準で免除
- 災害被災者の料金負担を免除
- 納期区分を独自に設けること
- 子ども、障害者、高齢者への医療費の無料化
- 国民健康保険料の自治体による法定外繰り入れ 等々

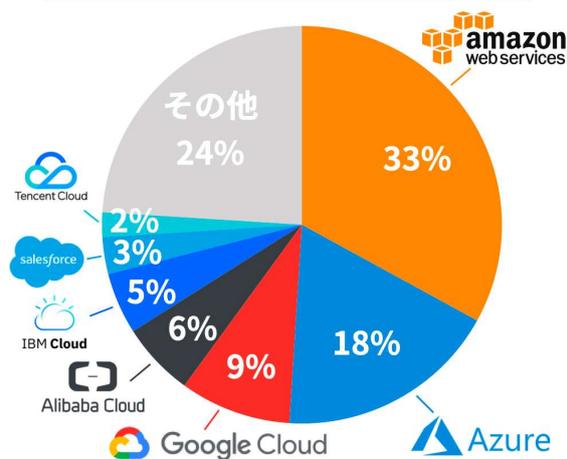
自治体の規模・状況や住民のニーズ
にあったきめ細かな行政事務

地方公共団体情報システムの標準化についての懸念・論点

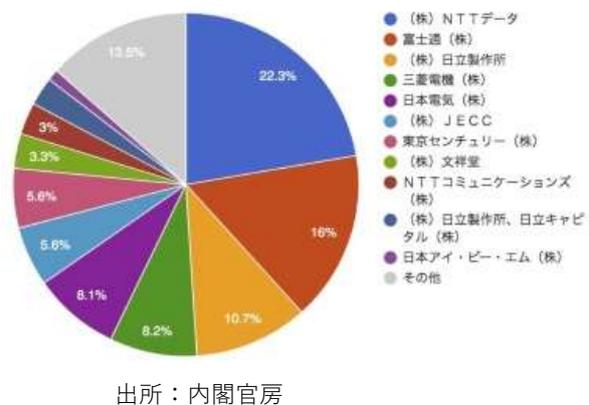
- ②個人情報セキュリティは？ 各自治体の「個人情報保護条例」との関係は？
漏洩などの際の責任の所在は？（国、自治体、クラウドサービス、アプリ企業）
- ③「2025年までに移行完了」は現実的か？
- ④システムのカスタマイズ等の追加費用は自治体負担？自治体のIT人材は十分か？
- ⑤国と地方の基幹系システムを飲み込む“超巨大ガバメントクラウド”はどの業者に？
※政府は2020年10月、政府共通プラットフォームとして「Amazon Web Service(AWS)」と契約
- ⑥IT利権を防ぐための透明化は？
- ・「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」の持つ利権の構造・体質
 - ・J-LISは独立行政法人となり国の権限が強化されるというが・・・

世界のクラウドサービス企業のシェア

クラウドインフラサービス 市場シェア



日本政府のIT予算におけるベンダー別支出金額シェア(2017年度)



出典：Strainer <https://twitter.com/strainerjp/status/1296326286407798784/photo/1>

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算 1,609億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

＜参考＞国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済政策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）
地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

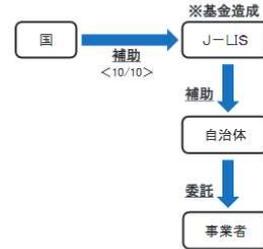
＜基金の造成先＞ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

＜基金の主な使途＞

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

＜基金の年限＞ 令和7年度までの5年間

＜施策スキーム＞



出典：総務省資料 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho_jichitaijoho_system/index.html

2021年5月4日 東京新聞 朝刊

出向者が仕様書作成関与 官民密接防止意識薄く

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、民間企業から出向した技術者が仕様書作成に関与していることが、東京新聞の取材で明らかになった。官民密接防止意識が薄いという懸念が示されている。

J-LISは、全国の自治体向けに標準的な情報システムを提供している。仕様書作成は、システムの設計段階で最も重要な作業の一つであり、自治体の業務ニーズを正確に反映させる必要がある。しかし、民間企業からの出向者がこの作業に関与していることで、官民密接防止の観点から懸念が示されている。

東京新聞の取材によると、J-LISの仕様書作成には、民間企業からの出向者が積極的に参加している。これは、民間企業の技術力を活用して、システムの開発効率を向上させるための施策の一環として行われている。しかし、官民密接防止の観点から、自治体の業務機密が民間企業に流出するリスクがあるという懸念が示されている。

自治体側からは、民間企業からの出向者を積極的に活用することで、システムの開発コストを削減し、開発期間を短縮できるというメリットがあるとしている。一方で、官民密接防止の観点から、出向者の選定や業務内容の制限など、厳格な管理が必要であるとしている。

デジタル庁 透明性に懸念

民間から職員100人採用計画

デジタル庁の設置が決定されたことを受け、民間から職員100人を採用する計画が明らかになった。この計画は、デジタル庁の業務効率化と透明性の向上を目的としている。しかし、民間からの採用が透明性に懸念を生んでいるという指摘がある。

デジタル庁は、デジタル技術を活用して行政の効率化を図ることを目指している。民間からの採用は、デジタル技術に精通した人材を確保するための重要な手段である。しかし、民間からの採用が透明性に懸念を生んでいるという指摘がある。これは、民間からの採用が公正に行われているかどうか、また、民間からの採用が透明に行われているかどうかという点に関する懸念である。

デジタル庁側からは、民間からの採用は透明に行われていると説明している。また、民間からの採用は、デジタル技術に精通した人材を確保するための重要な手段であるとしている。一方で、民間からの採用が透明性に懸念を生んでいるという指摘に対しては、透明性を確保するための対策を講じているとしている。

私たちはデジタル社会・デジタル経済にどう向き合うか

データは人権 = データ主権
 目指すべき「デジタル・ガバメント」とは
 デジタル技術は自治と民主主義のツールに過ぎない

1. 権利の課題

プライバシーの侵害、個人情報の同意なき商業利用、セキュリティ上の懸念、監視、暴力と犯罪、労働者の権利保護

2. 社会の課題

デジタルが価値観や文化、コミュニティの関係性に与える影響 (例) フェイクニュース、伝統的な知識体系の破壊等

3. 環境の課題

膨大なエネルギーを要するスーパーコンピューター、メガサーバー、クラウド・ストレージ(鉱物資源の採掘を含む)

4. 平等性の課題

巨大IT・プラットフォーム企業による市場独占、デジタル・デバイド、富の独占、自然の収奪

5. ガバナンスの課題

国際・政府・自治体による規制・ルール、透明性の確保、AI等への倫理規範、「技術の民主化・公共化」